

1. 支援調整会議とは

支援調整会議とは、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される会議のことで、市町村を含む地方公共団体において、その**設置は努力義務**となっている。

会議においては、困難な問題を抱える女性への**支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換**を行うとともに、困難な問題を抱える女性への**支援の内容に関する協議**を実施する。

2. 会議の構成

①代表者会議

内容：支援体制の地域における全体像及び会議全体の評価等
開催頻度：年に1～2回
構成員の役職：責任者（管理職）レベル

②実務者会議

内容：個別ケースの状況や支援方針の確認、実態把握等
構成員：実際に支援の現場等で活動する実務者

③個別ケース検討会議

内容：個別ケースについて詳細な支援方針を議論 ※本人参加推奨
構成員：支援対象者に関わりを有する、関係機関の担当者
案件ごとに構成機関を変更することも可能



【補足】

- ・必ずしも上記3段階で会議を構成する必要はなく、地域の実情に応じて適宜各段階を組み合わせるほか、県・市町村で共同実施することも可能
- ・既存の会議体と支援調整会議を合同開催することや、既存の会議体に機能を追加する等して支援調整会議として実施すること等も可能

3. 構成員（例）

地方公共団体の女性支援・児童福祉・母子保健等の担当部局、教育委員会、女性相談支援センター、女性相談支援員、福祉事務所、一時保護委託先をはじめとする民間団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、保健所、社会福祉協議会、就労支援機関など

※構成機関等に対しては罰則付きの守秘義務が課される（女性支援新法第15条第5項、第23条）

高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の概要

4. 各会議における協議事項

代表者会議	【概要】 支援調整会議の構成機関の代表者による会議であり、実際の担当で構成される実務者会議や個別ケース検討会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催することが想定される 【想定される協議事項】 ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価 ・ 実務者会議や個別ケース検討会議における支援調整会議の活動状況及び評価
実務者会議	【概要】 実際に支援の現場等で活動する実務者から構成される会議 【想定される協議事項】 ・ 個別ケース全体の定期的なフォロー、主担当機関の確認、支援方針の確認等 ・ 個別ケース検討会議で課題となっている点の更なる検討 ・ 地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握（又は進捗管理） ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する啓発活動
個別ケース検討会議	【概要】 個別の支援対象者について、直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に関する支援内容等を検討するために開催する ※本人参加を推奨 【市町村における個別ケース検討会議開催例】 今後、一時保護や女性自立支援施設等への入所を要する可能性があるケースや、一時保護等までは要さないが、各種の福祉サービスを組み合わせる等して支援を行う必要がある者、施設退所後でアフターケアが必要な者等の状況把握及び対応方針の検討を行うために開催 【想定される協議事項】 ・ 関係機関等が現に対応している事例についての、危険度や緊急度の判断 ・ 支援対象者の状況や課題の把握 ・ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ・ ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定 ・ 実際の支援、支援方法、支援スケジュールの検討

高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の概要

○概要 ※DV防止法に基づく「協議会」を兼ねた会議体として設置

代表者会議	◆「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会」を位置づけ 【内容】 ・ 困難女性やDV被害者支援における支援体制の全体像等の評価 ・ 「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」の進捗管理、点検及び見直し 【開催頻度】 年1回程度 【備考】 会議の開催、資料は原則公開（個人情報の取扱いなし）	
実務者会議	◆研修部会、事例検討部会の2本立てとし、研修部会として「DV対策連携支援ネットワーク」を位置づけ ◆事例検討部会として、県警察、県社会福祉協議会、児童相談所、子ども家庭課、女性相談支援センター、人権・男女共同参画課の6者会を新設	
	研修部会（DV対策連携支援ネットワーク） 【内容】 困難女性やDV被害者支援についての情報交換や事例検討、講師を招いた講演等 ※「ブロック別DV関係機関連絡会議」についても、研修部会に位置づけ 【開催頻度】 年2回程度（全体1回、ブロック別にそれぞれ1回） 【備考】 会議の開催、資料は原則公開	事例検討部会（6者会） 【内容】 一時保護の必要性が見込まれるケース、保護中のケース、保護に至らなかったケース等、連携して支援すべきケースの定期的なフォローや情報共有、支援方針の検討 【開催頻度】 年4回（四半期に1回） 【備考】 会議の開催、資料は非公開（個人情報の取扱いあり）
個別ケース検討会議	◆女性相談支援センターで実施している個別ケース検討会議を位置づけ 【内容】 個別ケースについて、当該支援対象者に関する支援内容等を検討 ※可能な限り本人の参画を得た上で支援方針を決定 【開催のタイミング】 ・ 一時保護時又はこれに準じた集中的支援を要する際に、今後の支援方針を決定するために開催 ・ 一時保護所退所時又はこれに準じた集中的支援を要した際に、地域移行等にあたっての支援方針を決定するために開催 【備考】 会議の開催、資料は非公開（個人情報の取扱いあり）	